

令和 2 年 9 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03597

研究課題名(和文)原爆投下決断から原発開発までの米英加の暗闘

研究課題名(英文)The Struggle among the U.S.A., U.K., and Canada after Dropping of Atomic Bombs

研究代表者

有馬 哲夫(Arima, Tetsuo)

早稲田大学・社会科学総合学院・教授

研究者番号：10168023

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：従来原爆はアメリカが開発し、使用を決定したとされてきた。本研究では原爆はケベック協定のもと英米加の3カ国が共同で開発し、資源開発もし、使用にあたっては、英米の合意と加の了承が必要だったことを明らかにした。しかしながら、原爆完成後はアメリカはケベック協定を一方的に破棄したため、イギリスとカナダは原爆などを独自に開発しなければならなかった。また大戦終結後にソ連と共に核拡散および核兵器の国際管理の体制を築かなければならなかったが、イギリス、カナダの協力が得られなかったために、これもできなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来原爆はアメリカが開発し、使用も決定したとされてきた。本研究は原爆開発はケベック協定のもとで、米英加が開発し、資源開発も行い、使用の決定も行ったとして従来の見方を変えた。また、核兵器の国際管理、核不拡散体制がまだ確立されていない原点がどこにあるのかも明らかにした。それは、アメリカが戦後、一方的にケベック協定を破棄したため、戦後国際的な場においてそのような体制を築くことにイギリスとカナダの協力を得られなかったことによるのである。

研究成果の概要(英文)：It is said that the U.S.A developed the Atomic Bombs and made decision to use them. This research makes clear that the bombs were joint project by the U.S. A. , UK, and Canada, under the Quebec Agreement, so the decision to use them were also made by the three nations. Actually, they did. After the war, however, the U.S.A. relinquished the agreement, and banned access to the knowledge acquired in the project. UK and Canada have to develop the nuclear power plants by themselves.

For this reason, the U.S. A could not get help from UK and Canada to establish the international control organizations and non-proliferation system of nuclear weapons with the U.S.S. R.

研究分野：国際関係論 外交史

キーワード：原爆 原子力 アメリカ イギリス カナダ 戦争 外交

1. 研究開始当初の背景

小職はこの20数年間、早稲田大学特定課題研究助成金と科学研究費補助金を数次にわたって2016年に早稲田大学とオックスフォード大学ウルフソン・カレッジの間の交流プログラムを利用して5カ月にわたって英国に滞在する機会を得た。この間、英国の原子力発電所開発と輸出よりもさらに前の時期、すなわち原爆開発・製造の時期について、英国公文書館とオックスフォード大学ナフィールド・カレッジに所蔵されている文書に基づき調査した。その結果、存在そのものは知っていたがその詳細を知らなかったケベック協定とハイパーク協定に関連する大量の文書を読むことになった。これによって次の事実を知った。

1. ケベック協定第2項「われわれはこの力をお互いの同意なくして第三者に対して使用しない」にしたがって米国は英国に原爆投下の同意を求め、英国はカナダの同意を取り付けたのち、これを与えている。2. 英国がドイツの爆撃にさらされたため、カナダが原爆開発で重要な役割をしていた。3. 原爆投下後、米国と英国はどちらが原爆開発で主導的役割を演じたについて争い、さらに特許争いまでしている。4. 米国は原爆を英加と共同開発したにもかかわらず戦争終結後、一方的にケベック協定とハイパーク協定を破棄し、英加にその技術とノウハウを使わせなかった。

これまで、原爆開発・製造はもっぱら米国によってなされ、原爆投下も米国首脳が決定したというのがこれまで定説となっているが、1、2、3はこれを見直さなければならないことを明らかにしている。とくに1は、これまで暫定委員会(原爆を含む原子力の利用について大統領に諮問する委員会)、大統領ハリー・S・トルーマン、國務長官ジェイムズ・バーンズと陸軍長官ヘンリー・スティムソンという米国側のプレーヤーのみで決定したとされる原爆投下の決定過程が、これまで考えられていたものとは違っていたことを示しており、きわめて重要である。2もこれまで原爆開発・製造においてカナダが重要な役割を果たし、ゆえに合意を求められたというこれまで光が当たってこなかった事実を明らかにしている。また、3もこれまで注目されなかった事実で、比較的良好に知られている4の事実をよく説明している。つまり米国は戦争が終わったあと、ケベック協定とハイパーク協定を破棄し、英加両国はまったく振出しに戻って原子力発電所を開発するのだが、なぜそのようなことになったのかということだ。さらにいえば、1956年に正力の原子力発電所の輸出の要請を米国が拒絶したとき、なぜ米国が嫌がるのを承知で、英国が輸出の要請に応じたのかも説明できる。そこで、こういったことを「イギリスもカナダも原爆投下に同意していた」「原爆は誰のものか」というタイトルのもとに2016年6月と8月に月刊誌『新潮45』に発表した。

2. 研究の目的

これまでの研究を踏まえて本研究がさらに明らかにするのは以下のことである。

1. 英加の原爆投下同意がなされたことは分かったが、その意思決定のプロセスが明らかではないので、それを調査し、それが米国側の意思決定のどの段階で反映されたのかを明らかにする。2013年に共同通信社が原爆投下に英国が同意していたことを示す文書が米国側で発見されたことを報じているので、英国の同意を取り付ける過程を明らかにする文書が米国側に存在することがわかっている。

2. これまでカナダの原爆開発・製造に関する役割、原爆投下への同意についてほとんど知られていないので、カナダの公文書館でカナダ側の資料を収集し、これを明らかにする。

3. 米・英・加の原爆の Patent 争いについてのそれぞれ米英加の文書とケベック協定改訂協議についての米英加の文書を収集し、1946年に米国によってケベック協定とハイパーク協定が破棄されるまで、原爆や関連技術の Patent の帰属について米英加の間でどのようなやり取りがなされたのかを明らかにする。

4. 米国がケベック協定とハイパーク協定を破棄し、共同開発の成果を英加に与えることを拒絶したのち、英加がどのように原子力発電所の独自開発を開始したのか、それが英国の日本への原子力発電所輸出、カナダのインドへの原子力発電所輸出へとつながっていくのかを米英加の文書の収集を通じて明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は1)米英加の公文書をマルチ・アーカイブ的に使用し、2)これまでの原爆投下決定のプロセスについての定説を覆し、3)これまで光が当たることがなかった米英加の原爆 Patent の帰属争いとケベック・ハイパーク協定破棄にいたる過程を明らかにし、4)それが英加の原子力発電所の独自開発にどう結びついていくのかを解明する点で、これまでになく独創的なものである。2013年に共同通信社が原爆投下にイギリスの同意があったことを示す文書がアメリカ側にあることを報じたが、文書の存在について言及しただけだった。また、英加の研究者による原爆開発・製造、その後のことを論じた著作と論文はあるが、米英加の複数の視点からマルチ・アーカイブ的に論じたものはまだない。

4. 研究成果

本研究の成果は、1)従来明らかにされてきたのは、アメリカ中心の原爆開発、原爆投下決定のプロセスであったが、イギリスやカナダの公文書を踏まえてマルチ・アーカイブ的に参照・分析することにより、原爆開発は、実際はケベック協定を結んだアメリカ、イギリス、カナダによる共同開発であり、原爆投下決定もこれら3カ国が協議・決定したプロセスを明らかにした。3)原爆投下後、原爆製造技術を独占しようとするアメリカの動きによってケ

ベック協定とハイドパーク協定の改定がなされ、結局破棄された。これによって、イギリス、カナダは、アメリカとは異なる独自の原爆・原子力発電の開発を行わなければならなかった。

こういったことが明らかにすることによって、ともすれば核開発と原子力の利用を巡っては、米国とソ連の対立ばかりが議論されがちだが、実は西側も、それも最初に開発・製造を始めた米英加の間でも利害の衝突があり、政治的な対立があり、それが英加両国の戦後とった核政策や原子力政策と深く関わっていたことが新たにわかり、これまでとは違った構図を明らかにした。

これらの成果は拙著『原爆 私たちは何も知らなかった』（新潮新書2019年）にまとめて公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 有馬哲夫	4. 巻 10月号
2. 論文標題 トルーマン もう一つの大罪	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新潮 4 5	6. 最初と最後の頁 202-209
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 有馬哲夫	4. 巻 9月号
2. 論文標題 英米で違った「投下シナリオ」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新潮 4 5	6. 最初と最後の頁 188-195
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 有馬哲夫	4. 巻 8月号
2. 論文標題 ポツダム宣言は「事前警告」だった	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新潮 4 5	6. 最初と最後の頁 188-193
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 有馬哲夫	4. 巻 7月号
2. 論文標題 カナダなしに原爆はできなかった	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新潮 4 5	6. 最初と最後の頁 84-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 有馬哲夫	4. 発行年 2018年
2. 出版社 新潮社	5. 総ページ数 255
3. 書名 原爆 私たちは何も知らなかった	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----